

国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程（18 規程第 38 号）の一部を次のとおり改正する。

| 現行   | 改正   |  |
|--|--|--|
| <p>国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程<br/>平成 18 年 12 月 26 日<br/>18 規程第 38 号</p> <p>第 1 条～第 3 条 省略<br/>(責任者)</p> <p>第 4 条 本学の情報システムの分析、評価、最適化計画を策定する責任者として情報化統括責任者(以下「CIO」という。)を置き、CIOは学術研究担当副学長をもって充てる。</p> <p>2 CIOは情報セキュリティ最高責任者(以下「CISO」という。)を兼ねる。</p> <p>3 CIOを補佐する者としてCIO補佐を置き、CIO補佐は総合情報メディアセンター長をもって充てる。</p> <p>第 5 条～第 10 条 省略</p> | <p>第 1 条～第 3 条 省略(現行どおり)<br/>(責任者)</p> <p>第 4 条 本学の情報システムの分析、評価、最適化計画を策定する責任者として情報化統括責任者(以下「CIO」という。)を置き、CIOは学術研究担当副学長をもって充てる。</p> <p>2 CIOは情報セキュリティ最高責任者(以下「CISO」という。)を兼ねる。</p> <p>3 CIOを補佐する者としてCIO補佐を置き、CIO補佐はCIOの推薦に基づき役員会の議を経て学長が任命するものとする。</p> <p>4 CIO補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のCIO補佐の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 5 条～第 10 条 省略(現行どおり)</p> |  |

附 則（19 規程第 23 号）

- この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
- 平成 19 年 8 月 1 日付でCIO補佐となった者は、第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、その任期の終期は平成 21 年 3 月 31 日とする。